

茨城大学における
多様な性的指向と性自認等を尊重する
基本理念・基本方針と対応ガイドライン

令和4年12月

国立大学法人茨城大学

目 次

- I. 茨城大学における多様な性的指向と性自認等を尊重する基本理念
- II. 基本方針
- III. 茨城大学における多様な性的指向と性自認等を尊重する対応ガイドライン
 1. 多様な性に対する理解促進
 2. 学生への対応
 - (1) 氏名・性別の情報とその管理について
 - ① 通称名使用
 - ② 性別情報の取扱い
 - ③ 大学の発行する証明書等の性別記載
 - ④ 統計調査や研究
 - (2) 授業・実習での対応について
 - ① 呼称
 - ② 学内実習（体育実技、実験、農業実習等）
 - ③ 宿泊を伴う実習
 - ④ 学外実習（教育実習、インターンシップ等）
 - ⑤ 更衣室
 - ⑥ 留学
 - (3) 学生生活について
 - ① 定期健康診断
 - ② 多目的トイレ
 - ③ ロッカー
 - (4) 就職・キャリア支援について
 3. 教職員への対応
 - (1) 氏名・性別の情報とその管理について
 - (2) 定期健康診断
 - (3) 採用時の対応
 - (4) 多目的トイレ
 - (5) 更衣室
 4. 学内相談窓口について
 5. ハラスメント
 6. アウティング
 - (1) アウティングとは
 - (2) アウティングの禁止
 7. カミングアウト
 - (1) カミングアウトとは
 - (2) カミングアウト強要の禁止
 - (3) 困ったときの対応
 8. 巻末資料
 - (1) 茨城県相談窓口
 - (2) 用語の解説

I. 茨城大学における多様な性的指向と性自認等を尊重する基本理念

茨城大学では、大学憲章において、基本理念を「真理を探究し、豊かな人間性、高い倫理性と社会性をもった人間の育成と「知」の創造、蓄積、体系化および継承に努めます。多様な教育と高度な研究を展開し、世界の平和、人類の福祉ならびに自然との共生に貢献します。社会の変化に対応できるように自己変革します。」と定めています。

この基本理念のもと、遵守すべき茨城大学行動規範において、「多様な文化や価値観と学生一人ひとりの意見・人格・プライバシーを尊重すること」「人権の尊重の徹底」を掲げており、ダイバーシティ社会の実現に向けて、すべての学生および教職員が尊重され、個性と能力とを十分に発揮できる教育環境および働きやすい環境の整備に取り組んでいます。そのためには、すべての学生および教職員が年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等にかかわらず、その多様な存在のまま尊重されなければなりません。

このような方針のもと、本学では構成員すべてが「性的指向 (Sexual Orientation)」、「性自認 (Gender Identity)」、「社会的な性の表現」、「身体の性的特徴」等の多様性と権利を認識し、偏見や差別、ハラスメントをなくし、安心してそれぞれが力を発揮できる教育機関になることを目指します。その取組を具体的に実現していくため、基本理念をここに定め、基本理念に基づき基本方針を制定しました。

これらを茨城大学全体で取り組むべき最重要課題の一つと位置づけ、茨城大学構成員は、この基本理念と基本方針を遵守します。

II. 基本方針

○一人ひとりの多様な性の在り方を尊重します

すべての構成員の、性的指向、性自認、社会的な性の表現、身体の性的特徴等の多様性を尊重します。

○自己決定を尊重します

性的指向や性自認等に関する情報や、それを開示するかどうか、それらの表現等はすべて本人の意思で決定されるべきものであり、他者から不当に侵害されることがない修学・研究・就労環境の実現を目指します。

○差別・ハラスメントを禁止します

多様性と平等を尊重し、性の在り方を理由にした差別・ハラスメントを防止し・排除します。

○全構成員の理解促進に積極的に取り組みます

多様な性の在り方について正しい知識を身につけ、理解を深めるため、必要な情報の提供、啓発および相談体制の整備を行います。

○安心・安全な修学・研究・就業環境を整備します

すべての構成員が、性の在り方にかかわらず安心して修学・研究・就業できるよう環境調整に取り組んでいきます。また、個人の性の在り方に関して修学・研究・就業の妨げとなる事柄は、建設的対話等の適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲内で取り除きます。

Ⅲ. 茨城大学における多様な性的指向と性自認等を尊重する対応ガイドライン

本ガイドラインでは、茨城大学が多様な性を尊重する大学であるための、基本的な対応を示しています。

対応にあたっては、一人ひとりの違い・多様性を尊重することが大切です。その上で、本人はどのような対応を望んでいるのかという視点を持つことが出発点です。

特別な人に、特別な対応をするのではなく、生物学的、社会的、性的指向、性自認等どんな性の在り方の人でも、安全な環境で安心して修学・研究・就業に邁進できるためには、どうしたらよいかを考えることが第一歩です。

本学を構成するすべての人が尊重し支え合うために、茨城大学では本ガイドラインを制定し、一人ひとりの多様性と権利を大切に作る環境づくりにより一層取り組んでいきます。

1. 多様な性に対する理解促進

多様な性に関する知識・理解がないことによって、何気ない言動が他者を傷つけてしまうことが多くあります。本学の取組が広く周知されるよう、広報活動を継続的に行います。また、学生、教職員ともに、理解を深めていくことができる機会を多く設けていきます。

多様な性に関して知識の理解を促進するだけでなく、学内に相談窓口を設けるとともに、県内での相談窓口についてもHPに載せるなど、当事者が相談したいときに相談できるように多くの窓口を提示していきます。

2. 学生への対応

(1) 氏名・性別の情報とその管理について

①通称名使用

所定の手続きを行うことで、本学の文書等において戸籍上の氏名とは異なる通称名を入学時から使用することができます。これは、卒業・修了後においても、同様に取り扱われます。また、使用中止の手続きがなされた場合、通称名の使用を中止することもできます。

手続きの方法など、詳細については「茨城大学学生の旧姓及び通称使用要項（平成28年3月31日要項第82号）改正 令和4年3月28日規則第5号」をご参照ください。

②性別情報の取扱い

本学では、本人の希望する氏名で学生生活が送れるよう柔軟に対応するとともに、性の在り方を理由に排除されたり、困ったりすることのないよう、 unnecessary 男女の区別を避け、男女別の慣行があれば必要に応じて見直しを行います。

また、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう、性別情報を慎重に取り扱います。

名簿や書類の性別記載により不利益を被った場合は、作成者に申し出るか、不利益の内容に応じて、各相談窓口にご相談してください。

○学籍簿

戸籍の性別の変更に伴う場合を除き、学籍簿等での性別の変更には対応できません。学籍簿にある性別情報については、原則、教務・学生担当事務等、必要最低限の関係者のみに開示されることとします。

○名簿

学生に配付・掲示する名簿については、原則として性別欄を除外して配付・掲示します。その他教職員間の共有の場においても、性別情報を含む個人情報については慎重に取り扱うことを周知・徹底します。

③大学の発行する証明書等の性別記載

本学が発行する学位記や各種証明書については、健康診断証明書及び他機関の指定様式で性別の記載が必要な証明書を除き、性別を記載しません。

④統計調査や研究

大学として、より良い施策や支援を検討する目的で、性別による偏り、意識や進路の違い等を明らかにするため、性別情報を収集・分析することがありますが、原則的には個人を特定して性別情報を公開することはありません。

また、研究のために必要となる統計調査で男女の割合を出す必要がある場合は、性別の回答欄を自由記述欄にしたり、「無回答」等のカテゴリーを作成したりすることを推奨します。学術的な実験で特定の性別の被験者が必要となる場合は、必要性を十分に検討し、なぜ必要なのかを被験者募集時又は実験時に説明することを周知・徹底します。

(2) 授業・実習での対応について

本学で行われる授業・実習については、性の在り方にかかわらず、すべての学生が尊重されます。性の在り方を理由に、尊厳を傷つけられる、受講に困難が生じるといったことがないよう、環境を整えます。

性の在り方に関する情報は、個人情報であることを十分に留意し、不必要に顕在化しないよう周知・徹底します。

①呼称

性別に縛られることなく、個人を尊重する呼称として「さん」を用いる等、公平な表現を心がけるよう全構成員に推奨します。外国語の授業についても、これに準じます。

②学内実習（体育実技、実験、農業実習等）

本学では、体育実技科目について、様々な理由から配慮を必要とする学生に対して、本人との合意形成を経て、個別に対応をしています。男女のグループ分け、男女別のルール、服装、用具などについて心配な学生は、シラバスを確認の上、必要に応じてバリアフリー推進室に相談してください。

また、学内実習の実施方法等については、これまでの慣習等にとらわれず、男女によるグループ分けやルール作り等がなくても実習が行える可能性を検討しています。どうしても性別による影響がある実習に関しては、必ずシラバスにその旨を記載します。

③宿泊を伴う実習

宿泊を伴う学外での実習で使用する宿泊施設については、部屋や浴室が男女別になっていることがほとんどですが、学生の申し出に応じて、施設の使用の仕方を柔軟に工夫して対応します。

④学外実習（教育実習、インターンシップ等）

学外実習において、性別情報の取扱い、服装、更衣室等について、実習先の配慮や理解を求めたい学生は、事前にバリアフリー推進室に相談するか、実習担当教員へ申し出てください。本学での方針や配慮について実習先に説明し、柔軟な対応を求めるよう努めています。

⑤更衣室

今後、性の在り方を問わず利用できる個室の更衣室を設置する等、修学環境の整備に取り組みます。整備・運用開始までの間は、一例として多目的トイレ内に、フィッティングボードを設置しますので、そちらを使っていただくことができます。ただし、学内の多目的トイレは数が限られており、多くの人が使いますので、譲り合って利用してください。

⑥留学

全ての留学先で性の在り方についての配慮等を理解してもらえとは限りません。宗教や文化の違いなどによって、多様な性への理解や取り組み方には大きく差があるのが現状です。性別情報の取扱い、服装等の配慮が必要な学生は、留学先の選定から十分に検討することが重要です。

本学では、学生の求めに応じて、本学での方針や配慮について留学受入れ先に説明し、柔軟な対応を求めるよう努めています。

(3) 学生生活について

①定期健康診断

学生定期健康診断では、基本的には男女別の日程で実施していますが、誰でも受診できる時間帯も設けています。さらに申し出に応じて、個別での受診も可能です。健康診断当日になってしまうと個別受診の準備ができない場合があるため、個別受診の希望やその他不安な点については、必ず事前に保健管理センターにお問い合わせください。

②多目的トイレ

本学の多目的トイレ（バリアフリートイレ）は、車いすの入る広いスペースが確保されていることに加え、利用に際して障害の有無、性の在り方を問うこともありません。男女別のトイレが使用しづらい方は、こちらを利用してください。また、フィッティングボードを活用し、更衣室としての利用も可能です。多目的トイレ（バリアフリートイレ）の設置場所については、バリアフリーマップを参照してください。

https://www.ibaraki.ac.jp/uploads/bfm_2020.pdf

③ロッカー

水戸地区、日立地区の課外活動共用施設には、ロッカー室、シャワー室等があります。現在、男女別に分かれています。今後、性の在り方を問わず使用できるような個室の更衣室を設置する等、修学環境の整備に取り組みます。整備・運用開始までの間は、多目的トイレ（バリアフリートイレ）内に、フィッティングボードを設置しますので、そちらを使っていただくことができます。

④学生寮

本学の学生寮は、男性用と女性用に分かれており、一部の寮を除き、トイレや浴室・シャワー・洗濯機等の設備は共用となっています。どの寮も、個人ごとに各部屋が設けられていますが、古い建物もあり、設備上、必ずしも希望に添えるとは限りません。これらのことに留意し、入居を判断してください。

事前の相談は可能ですので、遠慮なく相談窓口までご相談ください。

(4) 就職・キャリア支援について

企業によって多様な性に関する規則や整備状況が異なります。企業等の対応について、事前によく調べておくことが重要です。

就職やインターンシップ、その他の進路選択等の際に、性の在り方によって困ったこと、相談したいことが生じた場合、バリアフリー推進室又はキャリアセンターへ相談してください。本人の希望に応じて、キャリアセンターと連携をはかり、対応します。

3. 教職員への対応

(1) 氏名・性別の情報とその管理について

性別情報の取扱い

本学では、国立大学法人茨城大学個人情報保護及び管理規程を定めており、個人情報の適正な取扱いを確保しています。

性別情報の取扱いについても当事者が意図しない形で性別情報が公表されないように慎重に取り扱います。

(2) 定期健康診断

申し出に応じて、個別での受診も可能です。健康診断当日になってしまうと個別受診の準備ができない場合があるため、個別受診や不安な点については、事前に相談窓口又は以下担当係までお問い合わせください。

水戸キャンパス：人事労務課労務グループ

日立キャンパス：工学部総務係

阿見キャンパス：農学部総務グループ

(3) 採用時の対応

採用は、応募者の適性や能力（教員については業績を含む。）を基準として判断するものであり、性の在り方を理由とした不採用の判定は行いません。

(4) 多目的トイレ

本学の多目的トイレ（バリアフリートイレ）は、車いすの入る広いスペースが確保されていることに加え、利用に際して障害の有無、性の在り方を問うこともありません。男女別のトイレが使用しづらい方は、こちらを利用してください。また、フィッシングボードを活用し、更衣室としての利用も可能です。多目的トイレ（バリアフリートイレ）の設置場所については、バリアフリーマップを参照してください。

https://www.ibaraki.ac.jp/uploads/bfm_2020.pdf

(5) 更衣室

本学の更衣室は一部の施設を除き男女別に分かれています。施設、設備の状況により、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、更衣に当たり個別対応が必要な場合は相談窓口までご相談ください。

なお、本学では、多目的トイレにおいても更衣が可能となるよう、フィッシングボード（着替え台）の設置を計画的に進めています。

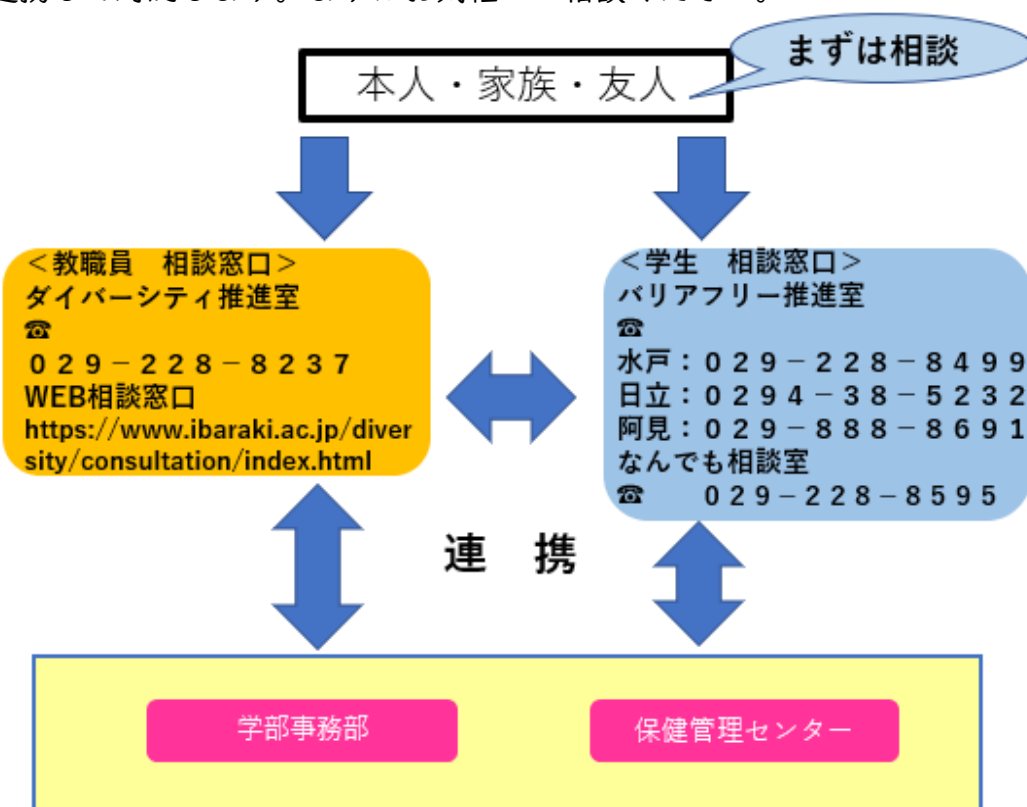
4. 学内相談窓口について

自らの性の在り方について悩みを抱えている学生は、バリアフリー推進室・なんでも相談室で相談をすることができます。本学の教職員や学生等との間で、多様な性の在り方に対して無理解があった、差別を受けた、不利益を被った等の問題が生じた場合も、ご相談ください。もちろん守秘義務があり、秘密は守られます。

また、教職員については、ダイバーシティ推進室にご相談ください。働きやすい環境を作るという面で、多様な性への理解を促進することはとても重要です。

さらに、性の在り方を理由にしたハラスメントを目撃したり、当事者から性の在り方について打ち明けられたが、自分に何ができるか分からないといった当事者でない方も相談することができます。

相談内容によっては、事前に本人と確認し、本人の了承を得た上で、学内のほかの相談窓口と連携して対応します。まずはお気軽にご相談ください。



5. ハラスメント

本学においては、多様性と平等を尊重し、性の在り方を理由にした差別・ハラスメントを防止し排除します。

なお、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であれば、セクシュアル・ハラスメントに該当することが明記されています。個々の性の在り方に対して、侮蔑、差別意識、嫌悪感を含む言動・態度を示すことはハラスメントとみなされることがあります。多様な性についてのハラスメントで問題になってくるのは、その言動をハラスメントだと気づかず、自分の間違った知識や思い込みから、軽い気持ちで行われてしまう場合が多いことです。例えば「男らしい」「女らしい」などは、セクシュアル・ハラスメントの原因や背景となり得ます。その他、結婚、体型、容姿、服装などに関する発言にも、十分な注意を払う必要があります。「茨城大学ハラスメント防止・救済・対策ガイドライン」も合わせてご参照ください。

また、性的指向、性自認など個人の性に関する情報は非常にプライベートな情報です。これを本人の了承を得ず他者が公表すること（アウトティング）は、パワー・ハラスメントにあたる場合もあります。

6. アウティング

(1) アウティングとは

性の在り方について、当事者の許可なく他の人に言いふらす、SNSなどに書き込む等して第三者に公表することをアウティングと言います。

(2) アウティングの禁止

偏見や差別的な考えから行われるアウティングは絶対に許されない行為です。

当事者の状況がよくなるようにという思いからであっても、意図せず当事者を傷つけてしまうことがあります。当事者が伝えている範囲、伝えても良いと思っている範囲を確認し、当事者の意思を尊重しましょう。または、守秘義務のある相談窓口へ相談してください。

アウティングは、状況によっては、人格権やプライバシー権、選択の自由等を著しく侵害するものとして、警察や司法等の介入が必要となることもあります。

7. カミングアウト

(1) カミングアウトとは

カミングアウト (coming out) とは、coming out of the closet の短縮形です。直訳すると「クローゼットの中から出てくること」になり、つまりは「これまで公にしていなかった自分の秘密を話すこと」を意味します。自分の秘密とは、出生や病状など様々なことがあります。性的指向や性自認等の自らの性の在り方に関わることも含まれます。反対に、カミングアウトせずにいる状態を「クローゼット」と言います。

(2) カミングアウト強要の禁止

自らの性の在り方等についてカミングアウトすることは重い決断であるだけでなく、大きな不安やリスクを感じる方もいます。カミングアウトは気軽にできるものではなく、あくまでも本人の判断で、本人の望むタイミングで、本人の望む範囲に対し行うべきものです。

どんなに親しい間柄であっても、周囲の人がカミングアウト（当事者が自分からセクシュアリティを打ち明けること）を強要することがあってはいけません。

(3) 困ったときの対応

自らの性の在り方等について、カミングアウトをしようと考えているが、どのように伝えるのがよいか迷っている、また、当事者からカミングアウトを受けて誰かに相談をしたいという場合には、守秘義務のある学内の専門家（臨床心理士、精神科医等）に相談することができます。相談窓口にご連絡ください。

8. 巻末資料

(1) 茨城県相談窓口

茨城県では、県内の性的マイノリティの当事者の方や家族、学校及び企業等で当事者に接する方等が抱えている不安や悩み等の解消等を図るため、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」を設置しています。

詳しくは茨城県ホームページ

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/soudan.html>)
をご覧ください。

(2) 用語の解説

性的指向、性自認、生物学的な性、社会的な性など、性の在り方には多くの分類があり、時代とともに多様に変化してきています。それぞれに名称を付けることでとらえ方を固定化してしまう懸念もありますが、一人ひとりの多様な性の在り方を尊重し合う社会を共に生きるために共通理解をはかる必要があります。

性的指向や性自認は、本人の意思で選択したり変えたりできるものでも、矯正したり治療したりするものでもなく、個人の尊厳に関わる問題として尊重することが重要です。より理解し合うために、ここで多様な性に関わる用語について整理しておきます。

性的指向	性的指向とは、恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするか、をいうものです。 人によって、性的指向の在り方は様々です。自身と異なる性別の人を好きになる人（男性が女性を好きになること、女性が男性を好きになること）、自分と同じ性別の人を好きになる人（男性が男性を好きになること、女性が女性を好きになること）、相手の性別を意識せずにその人を好きになる人などがいます。また、誰にも恋愛感情や性的な感情をもたない人もいます。
性自認	性自認とは、自己の性別についての認識のことをいいます。生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人をトランスジェンダーといいます。生物学的な性が男性で性自認が女性、生物学的な性が女性で性自認が男性といった場合があります。また、身体的な性に違和感を持つ人もいます。
LGBT（エルジービーティー）	「LGBT」とは以下の言葉の頭文字をとったものです。 「LGBT」という言葉を、以下の4つの在り方に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的です。 <ul style="list-style-type: none">・レズビアン（Lesbian） 同性を好きになる女性・ゲイ（Gay） 同性を好きになる男性・バイセクシュアル（Bisexual） 両性を好きになる方・トランスジェンダー（Transgender） 生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない方
SOGI（ソジ）	性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称です。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とするのではなく、すべての人を含む表現です。

「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～」
(厚生労働省, 2020) をもとに作成